

周南市監査委員 久行 竜二  
周南市監査委員 井本 義朗

## 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和4年12月19日に議長及び市長に提出し、令和5年2月1日に議会報告されています。）

### 1 監査の対象

こども・福祉部 こども局

次世代政策課、こども支援課、あんしん子育て室、

こども・福祉部

地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、指導監査室

### 2 監査の範囲

令和4年4月から令和4年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

令和4年9月7日（水）から令和4年12月19日（月）まで

### 4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

- ア 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
- イ 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。
- ウ 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 収入事務

- ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- イ 調定の時期及び手続は適正か。
- ウ 時効の起算点に誤りはないか。

(3) 支出事務

- ア 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ウ 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

(4) 契約事務

- ア 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
- イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ウ 契約書どおりの履行がなされているか。

(5) 財産管理事務

- ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか
- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか
- ウ 紛失、破損、盗難品、廃品及びその他不用品の処理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書等で指導した。

## こども支援課

### (1) 収入事務

ア 市立保育所保育料について、調定処理を行っていないものがあった。

## 高齢者支援課

### (1) 支出事務

ア 老人日常生活用具給付費について、事業実施要綱に沿った算定がされていないものがあった。

イ 浄化槽検査手数料について、2者以上から徴取すべき見積書を1者のみから徴取しているものがあった。

### (2) 契約事務

ア 修繕料について、契約書に定められた工程表等が作成、提出されていないものがあった。

## 生活支援課

### (1) 収入事務

ア 雑入（火葬等費用弁償金）について、調定処理を行っていないものがあった。

### (2) 支出事務

ア 生活保護費の支給に係る受領印が誤っているものがあった。

## 障害者支援課

### (1) 契約事務

ア 業務委託契約書について、契約内容や金額を誤って記載しているものがあった。